

令和 6 年

草加市議会 2 月定例会

委員会提出議案

草加市議会

令和6年3月21日

草加市議会議長 白石孝雄様

議会運営委員会

委員長 石川祐一

草加市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び草加市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提 案 理 由

行政組織の改正に伴い、常任委員会の所管事項を改正するとともに、地方自治法の一部改正に伴い、委員会に係る手続のオンライン化を可能とする必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

委第1号議案

草加市議会委員会条例の一部を改正する条例

草加市議会委員会条例（昭和33年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号ア中「健康福祉部及び子ども未来部」を「福祉部、健康推進部及びこども未来部」に改める。

第15条の2第2項中「に届け出なければ」を「の許可を得なければ」に改め、同条第3項中「前項の規定による届出をして」を「第1項の規定により開会された委員会に」、
「委員会に出席した委員」を「出席する委員」に、「委員会に出席したもの」を「当該委員会に出席しているもの」に改める。

第21条第2項中「者は、オンラインによる方法で出席」を「者がオンラインによる方法で説明」に改める。

第22条第1項中「。以下「法」という。」を削る。

第24条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条第3項中「に出席する」を「で意見を述べる」に改める。

第28条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条第1項中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同条第2項を削る。

第29条第3項中、「方法で委員会に出席する」を「方法により委員会で意見を述べる」に改め、同条第4項中「文書」を「文書等」に改める。

第30条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条に次の

1項を加える。

5 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による会議録の作成は、議長が定めるところにより、当該会議録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、第3項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の草加市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による常任委員会の委員長、副委員長及び委員（以下この項において「委員長等」という。）である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、改正後の草加市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による常任委員会の委員長等に選任されたものとみなし、その任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例第3条第1項の規定による常任委員会の委員長等の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定による常任委員会において継続審査中又は継続調査中の事件については、改正後の条例の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会の継続事件とみなす。

参 考 資 料

草加市議会委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 条文略</p> <p>2 条文略</p> <p>(1) 条文略</p> <p>(2) 条文略</p> <p>ア <u>健康福祉部及び子ども未来部の所管に関する事項</u></p> <p>イ 条文略</p> <p>(3) 条文略</p> <p>(4) 条文略</p> <p>(委員会の開会方法の特例)</p> <p>第15条の2 条文略</p> <p>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に<u>届け出なければならない</u>。</p> <p>3 前項の規定による届出をして、オンラインによる方法で<u>委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p>4 条文略</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 条文略</p> <p>2 条文略</p> <p>(1) 条文略</p> <p>(2) 条文略</p> <p>ア <u>福祉部、健康推進部及び子ども未来部の所管に関する事項</u></p> <p>イ 条文略</p> <p>(3) 条文略</p> <p>(4) 条文略</p> <p>(委員会の開会方法の特例)</p> <p>第15条の2 条文略</p> <p>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の<u>許可を得なければならない</u>。</p> <p>3 <u>第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、当該委員会に出席しているものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p>4 条文略</p>

(出席説明の要求)

第21条 条文略

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 条文略

3 条文略

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 条文略

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

(出席説明の要求)

第21条 条文略

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 条文略

3 条文略

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 条文略

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、オンラインによる方法で出席する公述人には適用しない。

(参考人)

第29条 条文略

2 条文略

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

4 参考人については、第26条（公述人の発言）、第27条（委員と公述人の質疑）及び前条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

(会議録)

第30条 条文略

2 前項の会議録は、電磁的記録によることができる。

3 条文略

4 会議録には、委員長及び委員会において指名された2人の委員

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会で意見を述べることができる。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第29条 条文略

2 条文略

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

4 参考人については、第26条（公述人の発言）、第27条（委員と公述人の質疑）及び前条（代理人又は文書等による意見の陳述）の規定を準用する。

(会議録)

第30条 条文略

2 条文略

3 会議録には、委員長及び委員会において指名された2人の委員

が署名（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置）をしなければならない。

5 条文略

が署名をしなければならない。

4 条文略

5 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による会議録の作成は、議長が定めるところにより、当該会議録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、第3項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

令和6年3月21日

草加市議会議長 白石孝雄様

議会運営委員会

委員長 石川祐一

草加市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、草加市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続のオンライン化を可能とする規定の整備を行うとともに、条文の所要の整備を行う必要を認めた。

これがこの議案を提出する理由である。

委第2号議案

草加市議会会議規則の一部を改正する規則

草加市議会会議規則（昭和34年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 会議

- 第1節 総則（第1条—第13条）
- 第2節 議案及び動議（第14条—第19条）
- 第3節 議事日程（第20条—第24条）
- 第4節 選挙（第25条—第33条）
- 第5節 議事（第34条—第47条）
- 第6節 秘密会（第48条・第49条）
- 第7節 発言（第50条—第66条）
- 第8節 表決（第67条—第77条）
- 第9節 公聴会及び参考人（第78条—第84条）
- 第10節 会議録（第85条—第89条）

第2章 委員会

- 第1節 総則（第90条—第94条の2）
- 第2節 審査（第95条—第111条）
- 第3節 秘密会（第112条・第113条）
- 第4節 発言（第114条—第125条）
- 第5節 委員長及び副委員長の互選（第126条・第127条）
- 第6節 表決（第128条—第138条）

第3章 請願（第139条—第145条）

第4章 辞職及び資格の決定（第146条—第150条）

第5章 規律（第151条—第159条）

第6章 懲罰（第160条—第165条）

第7章 議員の派遣（第166条）

第8章 補則（第166条の2—第167条）

附則

第3条中「また」を「、また」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第15条中「再び」を「、再び」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第20条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票を備え付けの投票箱に投入」を「投票」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第39条第1項中「ついで」を「次いで」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条及び第52条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第65条中「又は」を「、又は」に改める。

第66条中「がたい」を「難しい」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第67条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第69条中「附ける」を「付ける」に改める。

第70条第1項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第5項中「がたい」を「難しい」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第74条中「第31条（開票及び投票の効力）」を「第31条（開票及び投票の効力）第1項から第3項まで」に改める。

第76条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第77条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第80条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第84条第2項中「第81条」の次に「（公述人の発言）」を、「第82条」の次に「（議員と公述人の質疑）」を加え、「第83条」を「前条（代理人又は文書による意見の陳述）」に改める。

第85条第1項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改め、同条第2項中「録音により」を「録音その他議長が適当と認める方法によって」に改める。

第86条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）」を削る。

第88条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第94条の2中「届出をして」を「許可を得て」に、「出席した」を「出席している」に改める。

第100条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第114条及び第116条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第117条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条第3項中「委員会が」を「、委員会が」に、「委員でない議員」を「委員外議員」に、「当該委員会に出席」を「説明し、若しくは意見を述べ、又は発言」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第118条に次の1項を加える。

2 条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第124条中「又は」を「、又は」に改める。

第125条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「がたい」を「難しい」に、「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第128条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第129条ただし書中「届出をして」を「許可を得て」に改める。

第130条中「附ける」を「付ける」に改める。

第131条第1項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第2項中「がたい」を「難しい」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第132条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第135条中「第31条（開票及び投票の効力）」を「第31条（開票及び投票の効力）第1項から第3項まで」に改める。

第137条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第138条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第139条第4項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

5 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第141条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第141条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第141条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第142条第3項中「委員会が」を「、委員会が」に、「当該委員会に出席」を「説明」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第143条第1項中「意見を付け、」を削り、同条第2項中「附記」を「付記」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第144条中「これを請求」を「、これを請求」に改める。

第145条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第150条を次のように改める。

(決定の通知)

第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第152条中「、つえ」を削り、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第157条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第159条中「すべて」を「全て」に改める。

第161条中「ことは」を「ことが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第8章中第167条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第166条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定

されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条（議事日程の作成及び配布）、第66条（答弁書の配布）、第86条（会議録の配布）、第125条（答弁書の配布）、第140条（請願文書表の作成及び配布）第1項及び第141条（請願の委員会付託）第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかか

わらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

- 第166条の3 この規則の規定（第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第74条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

草加市議会会議規則の一部を改正する規則の新旧対照表

旧	新
	<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 会議</u></p> <p><u>第1節 総則（第1条—第13条）</u></p> <p><u>第2節 議案及び動議（第14条—第19条）</u></p> <p><u>第3節 議事日程（第20条—第24条）</u></p> <p><u>第4節 選挙（第25条—第33条）</u></p> <p><u>第5節 議事（第34条—第47条）</u></p> <p><u>第6節 秘密会（第48条・第49条）</u></p> <p><u>第7節 発言（第50条—第66条）</u></p> <p><u>第8節 表決（第67条—第77条）</u></p> <p><u>第9節 公聴会及び参考人（第78条—第84条）</u></p> <p><u>第10節 会議録（第85条—第89条）</u></p> <p><u>第2章 委員会</u></p> <p><u>第1節 総則（第90条—第94条の2）</u></p> <p><u>第2節 審査（第95条—第111条）</u></p> <p><u>第3節 秘密会（第112条・第113条）</u></p> <p><u>第4節 発言（第114条—第125条）</u></p> <p><u>第5節 委員長及び副委員長の互選（第126条・第127条）</u></p>

(宿所又は連絡所の届出)

第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(会議時間)

第9条 条文略

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 条文略

第6節 表決 (第128条—第138条)

第3章 請願 (第139条—第145条)

第4章 辞職及び資格の決定 (第146条—第150条)

第5章 規律 (第151条—第159条)

第6章 懲罰 (第160条—第165条)

第7章 議員の派遣 (第166条)

第8章 補則 (第166条の2—第167条)

附則

(宿所又は連絡所の届出)

第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(会議時間)

第9条 条文略

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 条文略

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(議事日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(開票及び投票の効力)

第31条 条文略

2 条文略

3 条文略

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(議事日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(投票)

第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(開票及び投票の効力)

第31条 条文略

2 条文略

3 条文略

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をま
って議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査し、又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 条文略

}

4 条文略

(委員会の中間報告)

第45条 条文略

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(発言の許可)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後にしなければならない。

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2 条文略

3 条文略

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に
し必要な事項は、議長が定める。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待
って議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査し、又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 条文略

}

4 条文略

(委員会の中間報告)

第45条 条文略

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(発言の許可)

第50条 発言は、全て議長の許可を得た後にしなければならない。

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2 条文略

3 条文略

(発言内容の制限)

第55条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 条文略

(発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布にかえることができる。

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(条件の禁止)

第69条 表決には、条件を付けることができない。

(電子裁決システム等による表決)

第70条 議長が表決をとろうとするときは、電子採決システム(議員が、問題を可とする場合は賛成のボタンを、問題を否とする場合は反対のボタンを押すことによって表決し、その結果を議

(発言内容の制限)

第55条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 条文略

(発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(条件の禁止)

第69条 表決には、条件を付けることができない。

(電子裁決システム等による表決)

第70条 議長が表決を採ろうとするときは、電子採決システム(議員が、問題を可とする場合は賛成のボタンを、問題を否とする場合は反対のボタンを押すことによって表決し、その結果を議

場内に表示する装置をいう。以下同じ。)により、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 条文略

）

4 条文略

5 前項の場合において、議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 条文略

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、第70条に規定する方法により表決をとらなけ

場内に表示する装置をいう。以下同じ。)により、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 条文略

）

4 条文略

5 前項の場合において、議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 条文略

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)第1項から第3項まで、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、第70条に規定する方法により表決を採らなけ

ればならない。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 条文略

(参考人)

第84条 条文略

2 参考人については、第81条、第82条及び第83条の規定を準用する。

(会議録の記載事項)

第85条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(1) 条文略

ればならない。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 条文略

(参考人)

第84条 条文略

2 参考人については、第81条(公述人の発言)、第82条(議員と公述人の質疑)及び前条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

(会議録の記載事項)

第85条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 条文略

）

(15) 条文略

2 議事は、録音により記録する。

(会議録の配布)

第86条 会議録は、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)する。

(会議録署名議員)

第88条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、4人とし、議長が会議において指名する。

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、草加市議会委員会条例(昭和33年条例第21号。以下この章及び次章において「条例」という。)第15条の2第2項の規定による届出をして同条第1項に規定するオンラインによる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席した委員を含む。

(動議の撤回)

第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(発言の許可)

第114条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言す

）

(15) 条文略

2 議事は、録音その他議長が適当と認める方法によって記録する。

(会議録の配布)

第86条 会議録は、議員及び関係者に配布する。

(会議録署名議員)

第88条 会議録に署名する議員は、4人とし、議長が会議において指名する。

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、草加市議会委員会条例(昭和33年条例第21号。以下この章及び次章において「条例」という。)第15条の2第2項の規定による許可を得て同条第1項に規定するオンラインによる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席している委員を含む。

(動議の撤回)

第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

(発言の許可)

第114条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言す

することができない。

(発言内容の制限)

第116条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 条文略

(委員外議員の発言)

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件については、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、条例第15条の2第1項の規定により委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

(委員長の発言)

第118条 条文略

することができない。

(発言内容の制限)

第116条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 条文略

(委員外議員の発言)

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件については、必要があると認めるときは、委員でない議員 (以下この条において「委員外議員」という。) に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(委員長の発言)

第118条 条文略

2 条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務

(発言の取消し又は訂正)

第124条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の朗読)

第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

(表決問題の宣告)

第128条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、条例第15条の2第2項の規定による届出をしてオンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(条件の禁止)

第130条 表決には、条件を付けることができない。

(挙手による表決)

第131条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

を行うことができない。

(発言の取消し又は訂正)

第124条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の配布)

第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(表決問題の宣告)

第128条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、条例第15条の2第2項の規定による許可を得てオンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(条件の禁止)

第130条 表決には、条件を付けることができない。

(挙手による表決)

第131条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が挙手者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 条文略

(選挙規定の準用)

第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

(簡易表決)

第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、挙手の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(請願書の記載事項等)

第139条 条文略

2 条文略

(投票による表決)

第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 条文略

(選挙規定の準用)

第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)第1項から第3項まで及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

(簡易表決)

第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、挙手の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第139条 条文略

2 条文略

3 条文略

4 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

（請願の委員会付託）

第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

（紹介議員の委員会出席）

第142条 条文略

2 条文略

3 前項の場合において、条例第15条の2第1項の規定により委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

（請願の審査報告）

3 条文略

4 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

5 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

（請願の委員会付託）

第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

（紹介議員の委員会出席）

第142条 条文略

2 条文略

3 前項の場合において、条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

（請願の審査報告）

第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により
意見を付け、議長に報告しなければならない。

- (1) 条文略
- (2) 条文略

2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を附記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第144条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(決定書の交付)

第150条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(携帯品)

第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、

第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により
議長に報告しなければならない。

- (1) 条文略
- (2) 条文略

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第144条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

(決定の通知)

第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(携帯品)

第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、

マフラー、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第157条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第159条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

(懲罰動議の審査)

第161条 懲罰については、議会は、第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

第8章 補則

マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(資料等の配布許可)

第157条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第159条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

(懲罰動議の審査)

第161条 懲罰については、議会は、第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(代理弁明)

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第8章 補則

(電子情報処理組織による通知等)

第166条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知の

うちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条(議事日程の作成及び配布)、第66条(答弁書の配布)、第86条(会議録の

配布)、第125条(答弁書の配布)、第140条(請願文書表の作成及び配布)第1項及び第141条(請願の委員会付託)第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の

当該通知のうち第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第166条の3 この規則の規定（第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第74条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

令和6年3月21日

草加市議会議長 白石孝雄様

建設環境委員会

委員長 広田丈夫

地方の最低賃金の引き上げと格差是正を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、草加市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

委第3号議案

地方の最低賃金の引き上げと格差是正を求める意見書

中央最低賃金審議会は、2023年度の最低賃金について、全てのランクで同額のプラス43円とする目安を厚生労働大臣に答申した。それを受けて各地方審議会でも審議が進められ、多くの県で目安を上回る引き上げが行われ、加重平均で最低賃金は1,004円となったが、最高額の東京都と最低額の地方（岩手県）とでは依然として220円もの格差がある。

政府の経済財政諮問会議でも、東京一極集中の是正や地方の最低賃金の底上げを通じた地方経済の活性化が提言されているとおり、最低賃金の地域間格差の是正は緊急の課題である。交通が便利な日本では、賃金の水準が異なると賃金の高い東京に一極集中することになるのは当然のことであり、これらを防ぐ意味でも各都道府県別の最低賃金の格差を是正することは有効であるといえる。

他方で、最低賃金を引き上げた場合、地方の中小企業をはじめ雇用者がその負担に耐えられるかという議論もあることから、雇用者に対しては安定かつ継続的な支援策が求められる。

よって政府においては、次の事項について取り組むよう強く求めるものである。

- 1 最低賃金の引き上げと地域間格差を是正すること
- 2 最低賃金の引き上げを実現するために、社会保険料の事業主負担分軽減の実施など、中小企業支援策を充実させること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月21日

埼玉県草加市議会

内閣総理大臣 様
財 務 大 臣 様
厚生労働大臣 様